

小田原市新病院建設調査特別委員会 委員会意見書

策定中の小田原市新病院建設基本計画について、本委員会としての意見は次のとおりであるので、計画への反映を検討されたい。

1. 新病院建設基本計画の内容について

(1) 「第1章 全体計画」について

- ア 「新病院のあるべき姿」という表現については、地域基幹病院としての機能を十分に発揮していく強い意思を示すため、より主体的な文言とすること。
- イ 新病院の健全経営について検討することは重要であるが、「地方独立行政法人化」については、新病院建設とは別に十分な検討を行った上で、議会での審議を経て決定すべきものであるため、本計画への記載にはなじまないもので、修正すること。
- ウ 新病院の役割・機能については、現状からどのように変わるかという点に市民の関心が高いことから、新病院において新設する役割や拡充する機能などは、より明確に表現するよう工夫すること。
- エ 緩和ケアの充実については、地域がん診療連携拠点病院として、入院を希望する患者や家族の意向に対して臨機応変な対応が取れるよう、より具体的に記載すること。

(2) 「第2章 部門計画」について

- ア 患者の負担軽減と医療従事者の業務効率化のため、健康保険や介護保険等の各種公的手続きを支援する窓口の設置に向けた研究について記載すること。
- イ 感染症対策として、感染症流行時でも、入院患者とその家族らが面会できるように必要な配慮をする旨を示すこと。

(3) 「第7章 建設計画」について

- ア 建設地については、河川氾濫、及び工事車両等の増加に伴う渋滞や騒音等の周辺環境への影響等の様々なリスクについても明確にし、それらの対策についても十分に講じる旨を示すこと。
- イ 患者サービス向上のため、路線バスの乗入れやすいロータリーの配置や、タクシーや障がい者用車両の乗降スペースの設置について、十分に配慮することを記載すること。

(4)「第8章 整備手法」について

- ア 整備事業費の適正管理には、CM（コンストラクション・マネジメント）会社の支援が重要となるため、その業務に対する適正な評価を行い、建設費の内訳及びその増減などを市民にも分かりやすく伝えていく旨を示すこと。
- イ 整備に係る各種業務の発注については、事業者間の競争性と公平性を担保しつつ市内事業者の活用が図られる整備手法とする旨を、より具体的に記載すること。

(5) その他の事項について

- ア 市民にとって分かりやすい記載となるよう、専門的な医療用語等については適宜注釈を付けること。

2. 総括

市民のいのちと暮らしを守る新病院については、県西二次保健医療圏において重要な役割を果たすべき地域基幹病院として、また、災害拠点病院として、必要な整備は十分に行われるべきである。

しかしながら、整備事業費については、本計画において建設地等の新病院の詳細が明らかになることにより、必要な付帯工事等も見込んで詳しく積算した結果、概算整備事業費の総額は約 288 億円となっている。

今後、次世代に負担を残さないためにも、整備事業費を抑える工夫の徹底と、開院後の収益性の向上を目指した施設整備を両輪として、本計画を策定するよう強く求めるものである。

については、本計画の策定後も、想定されている駐車場における官民連携事業手法（PPP）だけでなく、あらゆる方策を検討し、安定的な病院経営を持続可能とするよう事業に取り組まれない。

なお、新病院の建設は、市民にとって非常に関心が高い大規模事業であることから、今後も引き続き早期開院に向けて最大限に取り組まれるとともに、十分に市民周知を図られたい。